

厚生労働省発社援0929第3号
令和7年9月29日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記については、平成30年10月17日厚生労働省発社援1017第4号本職通知の別紙「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により、行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。